

# 大室整形デイケアセンター

## 指定通所リハビリテーション事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人社団 大室整形外科 脊椎・関節クリニックが開設する大室整形デイケアセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業者の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携・協力を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 大室整形デイケアセンター
- ② 所在地 姫路市中地371

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

#### ① 管理者

医師 1名（常勤兼務、医師と兼務）

管理者は、事業者の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所リハビリテーションの提供にあたる。

#### ② 従業者

理学療法士 9名以上（常勤専従2名、常勤兼務7名以上、ともに1単位と2単位と3単位と4単位を兼務）

介護職員 3名（常勤専従2名、非常勤専従1名）

従業者は、通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び

12月29日から1月4日までを除く。また、大室整形外科の営業日に準ずる。

② 営業時間 午前9時00分から午後4時00分までとする。

③ サービス提供時間 1単位目 午前 9時00分から午前10時20分まで

2単位目 午前10時30分から午前11時50分まで

3単位目 午後 1時00分から午後2時20分まで

4単位目 午後 2時30分から午後 3時50分まで

なお水曜日は1単位目、2単位目、3単位目のみを営業時間とする。

(通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 事業者の利用定員は介護予防通所リハビリテーションも含めて次のとおりとする。

① 1単位目 20名

② 2単位目 20名

③ 3単位目 20名

④ 4単位目 20名

(通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定通所リハビリテーションの内容は、医師、理学療法士等スタッフによって作成される通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、利用者の生活の質を向上する為に必要なリハビリテーションを行います。サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

① 指定通所リハビリテーション (介護給付・予防給付)

② 運動器機能向上 (予防給付)

③ 理学療法士等体制強化加算 (介護給付)

④ サービス提供体制強化加算 (介護給付・予防給付)

⑤ 科学的介護推進体制加算 (介護給付・予防給付)

⑥ リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ (介護給付)

⑦ 生活行為向上リハビリテーション実施加算 (介護給付・予防給付)

2 前項の利用料等のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることが出来る。

① 連絡帳 500円 (税込み)

3 減算に関して

① 送迎を行わない場合。

② 利用開始から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを

行った場合の減算

- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（通常の事業の実施地域）

- 第8条 通常の事業の実施地域は、兵庫県2次保健医療圏域における「播磨姫路」区域とする。
- 2 送迎体制を取っておりません。利用者自身でお越しになるか、家族などで送迎を行えるに限る。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

- 第9条 利用者が指定通所リハビリテーションの提供を受ける際に留意すべき事項は次の通りとする。

- ① 利用者は、事業所の設備及び備品を利用するに当たり職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、安全性の確保に留意するものとする。
- ③ 利用者は、事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

（緊急時における対応方法）

- 第10条 通所リハビリテーション従業者は、サービス実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

- 第11条 事業者は、防火管理についての責任者を定め、防災計画を作成し、定期的に避難・救出等訓練を行う。
- ① 消火・通報及び非難訓練
  - ② 消防設備・施設等の点検及び整備
  - ③ 従業者の火気の使用又は取扱いの監督
  - ④ その他防災管理上必要な業務

（苦情処理）

- 第12条 管理者は、提供した指定通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

- 第13条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第14条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業者は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3カ月以内

② 継続研修 年2回

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業者は、従業員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団 大室整形外科 脊椎・関節クリニック事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

令和2年7月1日 第5条②③改訂。

令和3年4月1日 第4条②、第5条③、第6条⑥改訂。

令和4年4月1日 第7条 第7条3 改訂。